

8020財団発第8号

平成26年4月14日

日本歯科医学会会長	様
日本歯科医学会専門分科会代表者	様
日本歯科医学会認定分科会代表者	様
歯科大学学長・歯学部長	様
医科大学・医学部歯科(口腔外科)教授	様
日本歯科商工協会会長	様
日本歯科材料器械研究協議会会長	様
全日本ブラシ工業協同組合理事長	様
日本歯磨工業会会長	様
国立保健医療科学院院長	様
ライオン歯科衛生研究所理事長	様
サンスター財団理事長	様

公益財団法人 8020推進財団
理事長 大久保 満男（職印省略）

平成26年度8020研究事業公募について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本財団の活動につきまして、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本財団の事業活動は、「①国民運動の推進、②情報の収集・提供、③調査研究」を柱としています。

これらの調査研究に関しまして、別添「8020研究事業公募要領」により研究課題を募集いたしますので、ご案内いたします。

謹白

連絡先：公益財団法人8020推進財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内

電話 03-3512-8020 F A X 03-3511-7088

平成26年度
8020研究事業公募要領

公益財団法人8020推進財団
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-1-20
歯科医師会館内
TEL 03(3512)8020
FAX 03(3511)7088

1. 8020研究事業の目的及び性格

8020 運動は、健康で活力ある長寿社会実現のために、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことで豊かな人生を」を基本理念としますが、課題に対する極めて明確な数値目標を掲げたものとして、その評価を高めつつあります。実際、厚生科学研究事業により、8020 達成者が未達成者に比較して全身の健康度も高く、疾病の罹患率も低く、さらに達成者が極めて活力にあふれた日常生活を送っていること等の報告がされています。

当財団としては、8020 運動を国民運動として推進してゆくことと並行して、「8020 者＝幸福な生活」テーマを疫学調査研究等を通じて科学的に証明することが不可欠となります。

このため、8020 運動に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、8020 研究事業の振興を一層推進するといった観点で、研究課題の公募を行います。

応募された研究課題は、8020 調査研究委員会において総合的評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき研究費が交付されます。

＝ 公募研究事業 ＝

- 基本的に、公募研究課題は 8020 運動推進に貢献できる研究課題とし、当面の間は基礎研究に相当する研究課題（動物実験を含む）は採用いたしません。
- 公募研究課題は次のとおりとします。
 - 1. 口腔保健に関する疫学調査
 - 2. 8020 と QOL・ADL 及び医療・介護・終末期医療に関する研究
 - 3. 高齢者の摂食・嚥下機能および口腔ケアに関する研究
 - 4. オーラルヘルスプロモーション及び歯の喪失防止に関する研究
 - 5. 自由研究課題

申請書 1 頁の「公募研究課題番号」は上記の番号を記入してください。

2. 応募に関する条件等

(1) 応募資格者

次のアからウに該当するもの

ア. (a) から (e) に掲げる国内の試験研究機関等に所属する者。

- (a) 厚生労働省の施設等機関
- (b) 地方公共団体の附属試験研究機関
- (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
- (d) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む）
- (e) 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人

イ. 日本歯科医師会会員であって、研究計画の遂行が可能な者。

ウ. その他、上記以外の研究計画の遂行が可能な者。

(2) 研究期間

特段の理由がない限り、採択通知記載日から当該年度内（翌年 3 月 31 日）までとする。

研究の継続を希望する場合は、次年度に新たな研究課題として申請してください。

(3) 対象経費

ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

申請額は 1 件につき 30 万円から 80 万円とする。

イ. 経費の混同使用の禁止

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に本補助金を加算して、一個又は 1 組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

(4) 研究計画策定にあたっての留意点

研究対象者に対する人権擁護上の問題、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解（インフォームドコンセント）に関わる状況など、当該研究を行った際の倫理面の問題に十分ご留意ください（当該研究を行った際に実施した倫理面への配慮について、申請書類に具体的に記入してください）。また倫理委員会により承認を得ている研究課題もしくは今後倫理委員会の承認を得る予定の研究課題はその旨を申請書に記載してください。

(5) 提出期間

毎年6月1日～7月31日（年度当初に申請し、採択後、年度内に研究実施する）
（受付時間は、午前9時30分～午後6時迄とし、土・日・祝日の受付は行いません。）

申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「8020研究事業申請書類在中」と記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函してください。）

(6) 提出先

公益財団法人8020推進財団
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内
電話 03-3512-8020 FAX 03-3511-7088

(7) 申請書類

申請書類：8020研究事業申請書（様式1）
（本財団ホームページ <http://www.8020zaidan.or.jp> からダウンロード可能）
※「作成上の留意事項」をよく読んでご記入ください。」

申請部数：申請書2部（正1部、写し1部）

(8) 報告書等

- ア. 採択年の翌年4月10日までに、「研究実績報告書」と「経費計算書」を財団に提出すること。
- イ. 報告された研究成果は、当財団のホームページにて公表されます。
ただし、8020 調査研究委員会で決定したものに限ります。

研究課題に関する注意

- ①口腔保健に関する疫学調査においては、調査対象人数を具体的に記載してください。